

平成27年度 第1回

理事会

議事録

平成27年5月27日（水）

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

日程第10 議案第10号 会計処理規程の一部を改正する規程（案）について

日程第11 議案第11号 評議員会に提出する評議員候補者の推薦について

日程第12 議案第12号 平成26年度第1回評議員会の開催について

日程第13 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 長澤 博暁

9. 議事録署名人 理事長 長澤 博暁

監事 五十嵐 利光

監事 安田 大

10. 議事の経過及び結果

議案第1号 平成26年度事業報告について

議案第2号 平成26年度決算報告について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

福島事務局長、荒井在宅サービス課長及び服部高齢者総合センター長から、提案理由の説明がなされ、安田監事から監査報告について、監査報告書のとおりである旨の報告がなされた。

安達理事から、「在宅介護支援センター事業の地域ケア会議のエリアについて」質問がなされた。松原在宅介護支援・補助器具センター担当係長より、「武蔵野市には在宅介護支援センターが6カ所あり、それぞれのエリアで開催している。市からの依頼で、それぞれの在宅介護支援センターで2回ずつ開催している」と回答した。

大野理事から、「事業報告書の3ページの成年後見事業の2行目、「法定後見」が「法廷後見」となっている」と誤字の指摘があった。また、「事業報告の附属明細書の4ページの、後見、補佐、補助の「補佐」は「保佐」である」と誤字の指摘があった。

安藤理事から、「有償在宅福祉サービス事業が終了するにあたり、ご利用者や関係する方々の意見や反応はどういうものだったか」との質問がなされた。

荒井課長より、「いろいろな意見があり、サービス量に応じた料金体系になっていることで経済的な理由からつながりサポートに直ちに移行したい利用者がある一方、30年間実施してきたサービスを変更することについて理解が難しい利用者もいる。高齢者なのだから、変化なく

このままサービスを提供してほしいというご意見もあるが、新しいサービスによってサービスの質が低下することはないと説明し、理解を求めている」との回答があった。

安達理事から「総事業費に対して人件費率はどれくらいか」との質問がなされた。

新谷管理係長より「人件費の総額は、4億9,750万円余り、事業にかかる人件費が4億6,029万円余り、事業費の支出は7億399万円余り、比率は、人件費の総額は事業費に対して70%余り事業にかかる人件費だけだと65%ほどという割合となっている」との回答があった。

大野理事から「赤字が改善されたようだが、どこが改善されたのか」との質問がなされた。

福島事務局長より「23、24年度決算では、約2,000万から3,000万のくらいの赤字が出ていた。昨年度は600万程度で、今年度が550万程度まで改善された。主な要因は、人件費の削減であり、ホームヘルプセンターのサービス提供責任者数の減が一番大きい。」との回答がなされた。

大野理事から「成年後見事業で、市長申立が5件と前年度に比べると増えている。武蔵野市としてはその市長申立について、積極的に取り組む方向なのか。この市長申立の中身について教えていただきたい」と質問がなされた。

小林課長補佐より「昨年度から件数は増えていない。申立件数には年度で波があるが、武蔵野市では年間10件まで市長申立の予算がとられている。市長申立の内容は、成年後見の利用が適当であろうという方で、申立人が必要だが、親族と全く関係がなく、引き受け手がない場合で、武蔵野市の職員と相談調整をし、市長申立という手段をとるという流れになっている。」との回答がなされた。

黒竹理事から「介護保険の収入、収益が当年度も減っている。平成27年度では、さらにまた介護報酬改定で数字は厳しくなっていくことが想定される。対策は考えているか」との質問がなされた。

荒井課長より「訪問介護事業においては、ヘルパーの減少に伴い利用時間も減少しているため、サービス提供責任者を削減し、介護保険収入とのバランスを図った。一方で、通院介助等の自費サービスの要望がふえてきている。また、認知症見守り支援ヘルパー事業の利用がふえているので、そこでカバーしていきたい。利用者増に関しては、在宅介護支援センターからの依頼が多く、支払いが難しい方や、困難な精神障害があったり、非常に配慮が必要な方へのサービス提供が多く、すぐに報酬増につながらない」旨の回答があった。

福島事務局長より「財政健全化計画で、訪問介護サービスについては、サービス提供責任者の役割、担当利用者数を検討し、適正な人員配置を行っていく。国の基準、配置基準等の緩和もあり検討を行う予定である。

また、サービス提供時間自体を15%増加させるというのが計画上の目標である。定期的に居宅介護支援事業所への広報も実施をし、利用者増につなげることが、訪問介護サービス事業では計画をされている。

また、デイサービスでは、武蔵野市の生活支援デイサービスの補助金が大きく削減された。今年度が26年度の半額、来年度は全額廃止が予定されている。財政健全化計画はそれを踏まえた上で策定をしている。高齢者デイでは正規職員の配置を嘱託化していく。また、送迎バスの運転を委託から非常勤職員に変更するなどの取り組みを検討している。

高齢者総合センターデイサービスが担うデイサービスの役割を踏まえた、それにかかる手間についての補助金の確保を市と検討をしていきたい。

北町高齢者センターでは、介護報酬削減の影響が大きく、サービスの見直しを検討している。大型バスでのバスハイクは見直し、近場への変更。安価な食材の検討。消耗品の支出の抑制等、細かい経費の見直しを行うとともに、稼働率をさらに上げて5%の増収を図っていく取り組みを想定をしている。」と回答した。

方波見デイサービスセンター担当係長からは、「27年度からの介護報酬の減収はかなり大きい。新しい加算の取得ということも視野に入れて、体制を整えていきたい。新しい利用者の登録数を増やし、稼働率をあげていきたい。」と回答があった。

安達理事から「今度の介護報酬の改正あるいは制度改正で、デイサービスは大きな影響が出てくる。民間事業者では要支援等の軽い人を避けて、介護度の重い人という傾向が出つつある。軽い人の行き場がなくなっていってしまう。民間事業者はそれをやっても、公社の場合、設立の目的とか性格からしてできない。そうすると、ますます経営的には苦しくなるので、十分に議論されたほうがいい。全体の傾向がどういう方向にいつているのかも含めた形で、検討されたほうがいい。」と要望が出された。

長澤理事長より「武蔵野市がどのレベルの水準でサービスを提供するかということにかかっている。ホームヘルプセンターは、設立の趣旨は介護保険制度が発足時に民間事業者対応し切れないだろうと、市がホームヘルプセンターを立ち上げて、人材育成をしてサービス提供してきた。こういう時代の中で武蔵野市が議会も含めてどういう議論を進めていくのか。市と協議を進めていきたい。」と回答がなされた。

安田監事から「事業報告書の10ページ(2)事業所の土地・建物の2行目のところの、「社会福祉協議会」が「社会協議会」となっている。」と誤字の指摘があった。

以上、ほかに理事及び監事から質疑、意見なく議案第1号及び2号は、一件ずつ採決の結果、

全会一致で、本二案は一部、字句の訂正のうえ、原案のとおり承認された。

議案第3号 事務規程の一部を改正する規程（案）について」

議案第4号 印章規程の一部を改正する規程（案）について

議案第5号 公益財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情の対応に関する規定の一部を改正する規程（案）について

議案第6号 職員就業規則の一部を改正する規則（案）について

議案第7号 職員勤務成績評定に関する規程の一部を改正する規程（案）について

議案第8号 準職員就業規則の一部を改正する規則（案）について

議案第9号 職員給与規定の一部を改正する規程（案）について

議案第10号 会計処理規程の一部を改正する規程（案）について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

福島事務局長から議案第3号の提案理由の詳細説明がなされ、議案第4号から10号は議案第3号に伴う所要の改正を行う旨の説明がなされた。

安田監事から「新しい組織図で、北町高齢者センターは課長級の所長と、係長級のセンター長がいるという理解でよろしいか。」と質問がなされた。

福島事務局長より「はい」と回答があった。

安達理事から「3号議案の別添2、総務課の下に「主査」を表示する必要があるのではないか。事務規程の第3条の第6項、「係に担当係長、主査（係内主査）、主任を置くことができる」とあるが4項のところに「係に係長またはセンター長を置く」とあり、つまり、センター長を置いたところは係ではないので主査、主任は置けないと読めるが、その意図はどうか。また、5号議案は、苦情処理の責任者、第5条の第3項に改正のほうで、高齢者総合センターにおいては所長になるが、北町高齢者センターにおいては、所長じゃなくてセンター長が責任者になるという、何か意味があるのか。」と3点質問がなされた。

福島事務局長より「議案第3号は、安達理事の指摘のとおり訂正します。別表2については別表に「主査」を加えて修正します。また、原案では、どの組織が係にあたるのか不明確であるので、センターを含め係に相当する組織を別表1で明確にするよう修正したい。議案第5号は、北町高齢者センターの現行のセンター長は、山崎倫子先生に依頼しており、山崎先生の役割については、市とも協議しながら検討することとしており、当面はこの改正案で実施し、検討の経過により必要に応じて改正を行う。」と回答した。

安達理事から「苦情解決責任者は管理職に責任を持って対応してもらいたい。管理職でない人にそこまで責任を持たせるのは責任が重い。」と意見が出された。

そのほかの理事及び監事から質疑・意見はなく、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号について、一件ずつ採択の結果、全会一致で本8案は一部修正のうえ、可決承認された。

議案第11号 評議員会に提出する評議員の推薦について

新谷管理係長から提案理由について説明がなされた。

安田監事から「評議員を増やすことで安定的に評議員会を運営したいとあるが、現在の評議員が5名ということは、6名にしても、過半数の出席となると3名欠席すると結局成立しないということになる。人数的には意味がない。」

と意見を出された。

長澤理事長より「5名ですから1名欠席すると4名になる。同数になるから、議長が決すれ良いが、議論が深まらない場合の心配がある。」と回答した。

福島事務局長からは、「経営的な視点を持った方を入れてご意見をいただきたい。いろいろ経営的なご意見をいただけるような職種の方を検討させていただいた。5名以上7名となっているので、評議員会運営について安定的な運営を図る上で引き続き検討させていただきたい」と回答した。

そのほかの理事及び監事から質疑・意見はなく、議案第11号について、採択の結果、全会一致で本案は、提案理由を修正のうえ可決承認された。

議案第12号 平成27年度第1回評議員会の開催について

新谷管理係長より、提案理由について説明がなされた。

安田監事から「第5号議案と第9号議案の「規程」の「てい」の字が違っている」と誤字の指摘があった。

そのほかの理事及び監事から質疑・意見はなく、議案第12号について、採択の結果、全会一致で本案は、一部字句の訂正のうえ可決承認された。

理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

11. 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況について

長澤理事長と福島常務理事から職務執行状況について報告があった。

理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

12. 連絡事項

新谷管理係長から理事及び監事の任期は、27年度第1回の評議員会の終結の時までとなっている。再任を内諾をいただいているが、就任の際の手續に必要な書類の提出をお願いしたい旨の連絡がなされた。

以 上

